

新 条 文	旧 条 文
<p>(証明書類等)</p> <p>第六条 法第三十条の三十二第一項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類等を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>一 本人が開示請求をしようとするとき 次に掲げるいずれかの書類等</p> <p>イ 個人番号カード、運転免許証、健康保険の資格確認書又は法律若しくはこれに基づく命令の規定により交付された書類等であつて当該開示請求をしようとする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>ロ やむを得ない理由によりイに掲げる書類等を提示することができない場合には、当該開示請求をしようとする者が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類等</p> <p>二 法定代理人が開示請求をしようとするとき 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類等及び戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類等</p>	<p>(証明書類等)</p> <p>第六条 法第三十条の三十二第一項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類等を提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>一 本人が開示請求をしようとするとき 次に掲げるいずれかの書類等</p> <p>イ 個人番号カード、運転免許証、健康保険の被保険者証又は法律若しくはこれに基づく命令の規定により交付された書類等であつて当該開示請求をしようとする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>ロ やむを得ない理由によりイに掲げる書類等を提示することができない場合には、当該開示請求をしようとする者が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類等</p> <p>二 法定代理人が開示請求をしようとするとき 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類等及び戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類等</p>